

福岡県公報

平成二十七年七月十七日
第三千七百一十一号
増刊 ①

目次

規則 (第四十六号・第四十七号)

○福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

(保護・援護課) …………… 一

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

(人事課) …………… 一

規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年七月十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十六号

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

る規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「償還期間」を「償還期限」に改める。

第三条の表障害者世帯の項中「(現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む。)」を削り、同項ウの次に次のように加える。

エ その他現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者

別表中「据置期間経過後の償還期間」を「償還期限」に改め、同表総合支援資金の項

中「十二月以内」を「原則三月(就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにお

いては、最長十二月まで延長できる。)」に、「二十年」を「据置期間経過後十年」に

改め、同表福祉資金の項中「二十年」を「据置期間経過後二十年」に、「八月」を「据

置期間経過後十二月」に改め、同表教育支援資金の項中「二十年」を「据置期間経過後

二十年」に、同表不動産担保型生活資金の項中「なし」を「据置期間終了時」に改める

。

様式第一号中

福岡県知事

を「副知事」に改める。

様式第三号中

福岡県知事

を「副知事」に改め、「令」を削る

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成二十七年四月一日以降の申請に係る貸付資金について適用する。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年七月十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十七号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十二条第一項の規定に基づき、知

事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 山崎建典

第二順位 副知事 服部誠太郎

第三順位 副知事 大曲昭恵

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の廃止)

2 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十三年福岡県規則第三十四号)は、廃止する。